

一般競争入札（条件付）の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年4月8日

岡山県企業局工業用水道事務所長 美船 明

1 入札に付する事項

(1) 業務名

岡山県企業局工業用水道事務所清掃業務委託

(2) 契約期間

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで

**(ただし、令和9年度以降において、発注者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。)**

(3) 履行場所

岡山県企業局工業用水道事務所総務課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告の日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したのもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「1. 建物等の保守管理」、小分類が「1. 建築物清掃」であること。

(3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であり、かつ、倉敷市内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒712-8001

倉敷市連島町西之浦 5912-3

岡山県企業局工業用水道事務所総務課

電話番号 086-446-2441

#### 4 入札手続等

(1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

- ア 期間 令和8年4月8日から令和8年4月21日まで
- イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ  
なお、岡山県企業局ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

- ア 期間 令和8年4月8日から令和8年4月21日までの  
午前9時から午後5時まで
- イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
- ウ 方法 持参（郵送又は電送による提出は認めない。）

(3) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

- ア 期間 令和8年4月8日から令和8年4月23日までの  
午前9時から午後5時まで
- イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ。

(4) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2（1）、（2）、（3）、（5）、（6）及び（7）の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

アに規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、（5）ウの宛先に、FAXにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(5) 仕様書に対する質問の受付

- ア 期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日までの  
午前9時から午後5時まで
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」をファックスにより提出すること。
- ウ 宛先 086-448-3252

#### 5 入札の日時、場所等

(1) 日時 令和8年4月24日午前10時00分

(2) 場所 倉敷市連島町西之浦 5912-3  
岡山県企業局工業用水道事務所3階第2会議室

(3) 提出方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(4) その他

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 131 条及び第 133 条の規定による。

(2) 入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札、4（4）イに規定する事後審査において入札参加資格要件に不適合と認められた者のした入札その他岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(6) その他

この一般競争入札に基づく契約の契約金額に係る消費税及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

詳細は、入札説明書による。